

発議案第17号

憲法違反の国葬の中止を求める意見書

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月14日

七飯町議会議長 木下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 上野 武彦

賛成者

七飯町議会議員 若山 雅行

” 平松 俊一

## 憲法違反の国葬の中止を求める意見書

政府は安倍元首相の「国葬」を9月27日に行うことを閣議決定しました。戦前は「国葬令」に基づいて、天皇や皇族、「国家に偉勲ある者」などを対象にして、国葬が実施されてきました。しかし、戦後、日本国憲法の制定に伴い、「国葬令」は、1947年に失効したため、現在「国葬」を規定した法令はありません。

戦後、吉田元首相の「国葬」が法令の根拠がないままに、政府の閣議決定によって実施されましたが、その後の「国葬」論議の際には、内閣法制局から「法の根拠が明確でない」との指摘もされており、実施されてきませんでした。

それにも関わらず、安倍元首相の「国葬」を実施することは政府のこれまでの対応とも矛盾するものです。

安倍元首相の「功績」については、国民の間でも評価が分かれており、メディアが実施している世論調査でも、調査をした新聞10紙、テレビ局3局のすべてで「国葬」に反対が多数という結果が出ています。

東京弁護士会は安倍元首相の「国葬」については「憲法理念上の問題点が多々あるから、これに反対し、政府に撤回を求める」と会長声明を出すなど、弁護士会や法律家からも反対意見が出されています。

国葬について岸田首相は8月10日の会見で「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」と述べているが、「国葬」を実施することによって安倍元首相への弔意をもとめることは、特定の個人を特別扱いすることになり、憲法14条の「法の下での平等」に反すること、また、国葬により「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」とすることは憲法19条「思想及び良心の自由」に反し弔意の強制になることから、9月27日の「国葬」は中止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会

提出先

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿

